

-中国時事-

知財、経済、社会/政治の今



特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK
INTELLECTUAL PROPERTY LAW FIRM

知財

中国-6回目の「改正專利審査指南」が施行

2019.11.01 から運用開始の 5 回目改正審査指南がまだ記憶に新しい中、早速 6 回目の改正が決定され、2021 年 1 月 15 日から施行される。今回の改正内容は、「專利審査指南」の第二部分第十章のバイオ・化学分野の審査基準に集中している。主な改正概要は下記のとおり。

①医薬品発明の進歩性要件/開示要件の違反について、追加実験データ提出の容認基準が緩和。

②明細書に性能および用途しか開示されていない組成物について、クレームタイプ（機能限定型 or 用途限定型）の記載要求が緩和。

③構造（分子式など）要素以外の引例開示内容により新規性欠如と判断された化合物について、化合物構造の確実な相違を立証する反論が可能。

④化合物、生物技术、遺伝工学関連発明の進歩性判断について、従来の「効果重視」の傾向から、「3ステップ法（動機付け/予期せぬ効果の有無など）重視」に転じる。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/14/art_74_155606.html

初回の知財行政執行指導案例集が公表

中国国家知識産権局より知財行政執行指導案例集（初回）が公表された。初回公表には行政執行案例が 5 件含まれ、商標関係の案例が 3 件、專利関係の案例が 1 件、半導体集積回路レイアウト保護の案例が 1 件。指導案例の概要は下記の通り。

①インターネット環境下のサービス商標の保護

他人のビジネス情報提供サービスの商標を知りながらキーワードとして検索可能にし、関連公衆の誤認および混同を招来する宣伝が含まれるサービス紹介ウェブサイトは、商標使用侵害にあたる。

②販売者への商標権侵害免責事項の適用判断

商標登録出願の拒絶により他人の登録商標(引例商標)の存在を知りながら、類似標章を商品に使用して販売する行為は、主観的故意が認められ、免責が適用されない。なお、本ケースは違法所得5倍の罰金が適用された。

③包括請負業における侵害品使用行為の画定

原料購入、施工、納品を包括的に請負う業において、商標侵害品(原材料など)の購入、および施工中途での使用は、商標侵害品の販売とみなされる(施工の最終的成果の対価を得たため)。

④特許登録前の臨時的保護

分割出願の発明の臨時的保護期間の起算日は、親出願と分割出願の公開日のうち、早い方を基準とする。

⑤集積回路レイアウトの具現体

集積回路レイアウトの保護範囲の確定において、登録出願時に提出した図面または複製品がその具現体と認められる。登録出願時に既に商業的利用が開始されたものについて、提出された回路サンプルを参考としてもよい。

ip.people.com.cn/n1/2020/1220/c136655-31972453.html

商標異議申立、無効審判、不使用取消審判のオンライン手続が可能に

2020年12月28日より、商標異議申立、無効審判、不使用取消審判もオンライン手続が可能となった。これまでは、特許庁が商標オンライン手続用システムの整備に取り組んできたが、実際にオンライン手続可能なのは商標登録出願の場合のみであった。

なお、2019年9月1日から適用の新料金(庁費用)では、紙媒体の場合に比較してオンライン手続の方が若干安い(10% discount)。

sbj.cnipa.gov.cn/tzgg/202012/t20201225_324684.html

経済

中国一知財運用市場の現状

2020年10月現在の万人あたりの発明特許保有件数が15.2件となり、発明特許出願件数および国際出願件数を共に世界最多に維持してきた中国では、知財運用の成果が上がっているという。

2018年の全国集積労働型産業に関する特許の付加価値が10.71兆(GDP成長の15.7%)RMBに達し、2019年の専利/商標の出質融資額が約1500億RMBに膨らみ、2018年の倍となった。また、2019年の知財関連の技術契約取引額が約9300億RMB(対前年137%増)に達し、知財ライセンス料(輸出)が454億RMBに達した。

<https://www.chinanews.com/gn/2020/12-02/9352774.shtml>

社会

「デジタル人民元」の実現を推進

中国人民銀行(中央銀行)によると、現在、「デジタル人民元」のシステム構築が完成し、深圳、蘇州、雄安新区などにおいて、デジタル通貨の実用化に向けた試験運用を開始しているという。なお、2016年～2019年、中国人民銀行デジタル通貨研究所などの3社によりすでに「デジタル人民元」に関する特許97件が出願されており、特許面においても「デジタル人民元」の実現が後押しされている模様。

今回、政府が打ち出したデジタル通貨政策は、既に知られている「ビットコイン」とは性質が全く異なる「ダブルレイヤ導入体制」を採用し、中央銀行から銀行系金融機関(デジタル通貨金庫)にデジタル貨幣を発行した後、当該金融機関から公衆(個人デジタルウォレット)に向けて為替サービスを提供するという。

しかし、一見して貨幣のデジタル化の利便さが図れるが、実際に個人レベルまでの一つの収入、消費、取引が政府に掌握、管理、データ化される側面も考えさせられる。

http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=126086

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

中国支援室長 : 孫 欧 (大阪本部在籍)

TEL : 06-6351-4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebookも、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。